

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

1. 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する新千歳空港ターミナルビルは移動等円滑化基準に適合している。 今後の利用実態等に鑑み、より高い水準でのバリアフリー化を検討していく。
2. 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 総合案内所、航空会社、地上交通機関が連携して乗降支援を行っている。今後も関係機関と連携し対応を図っていく。 情報提供及び教育訓練については、関係機関と協議し対応を検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	適合済のため、措置なし。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	関係機関との連携を継続する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	関係機関と協議し対応を検討する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	関係機関と協議し対応を検討する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客様から寄せられたご意見等を参考に改善を図っていく。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	—	—

Ⅴ その他計画に関連する事項

特記事項なし。
